

ケーブルテレビ事業者の災害対策状況に関する 調査の結果について

令和7年4月25日

広域大規模災害を想定した放送サービスの
維持・確保方策の充実・強化検討チーム 事務局

1. 背景・目的

放送事業者の現状の災害対策を調査・把握し、広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の検討に資することを目的とする。

2. 調査対象

登録有線一般放送事業者のヘッドエンド施設
（回答総数： 353社、864施設）

※ 同一建物に複数の事業者が入っている場合は、1のヘッドエンド施設としてカウント

3. 調査内容

（1）停電対策、（2）地震対策、（3）浸水対策、（4）回線冗長化

4. 調査期間

2025年2月28日（金）～3月28日（金）

(1) 停電対策に関する調査結果①

【蓄電池、非常用発電機、移動電源車又は可搬型発電機の所有状況等】

- ヘッドエンド施設の95%が、蓄電池か非常用発電機のいずれかを所有している。
- 蓄電池の85%は給電可能時間が6時間以下。非常用発電機の79%は発電可能時間が6時間超。
- 90%のヘッドエンド施設で購入電力の2系統受電が実施されていなかった。
- 61%のケーブルテレビ事業者が、移動電源車又は可搬型発電機を所有していた。

図1-1 蓄電池及び非常用発電機の所有形態
(施設単位)

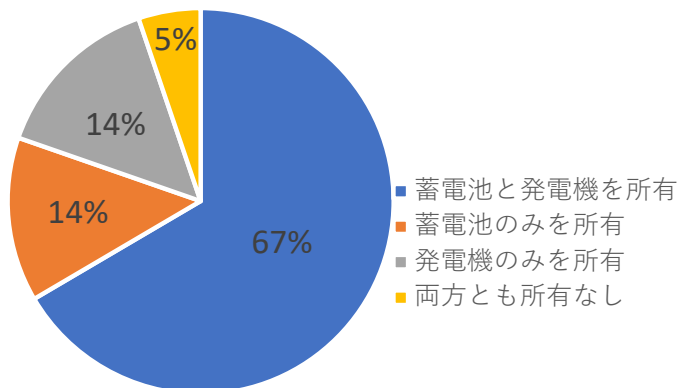


図1-2 蓄電池の給電可能時間 (見込み)
(施設単位)

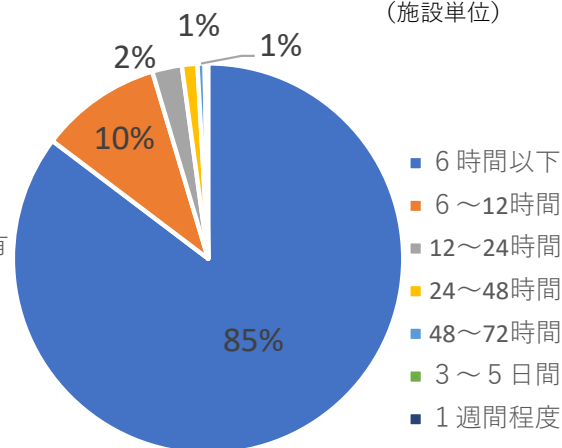


図1-3 非常用発電機の発電可能時間 (見込み)
(施設単位)

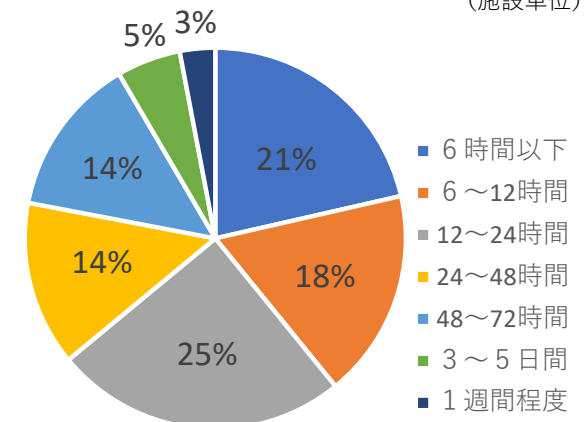


図1-4 購入電力の2系統受電 (電源の2ルート化) しているか。
(施設単位)

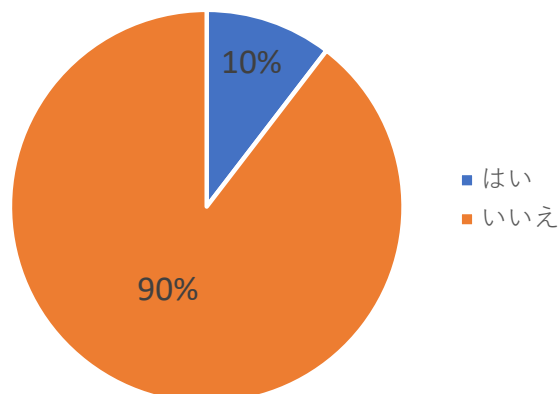
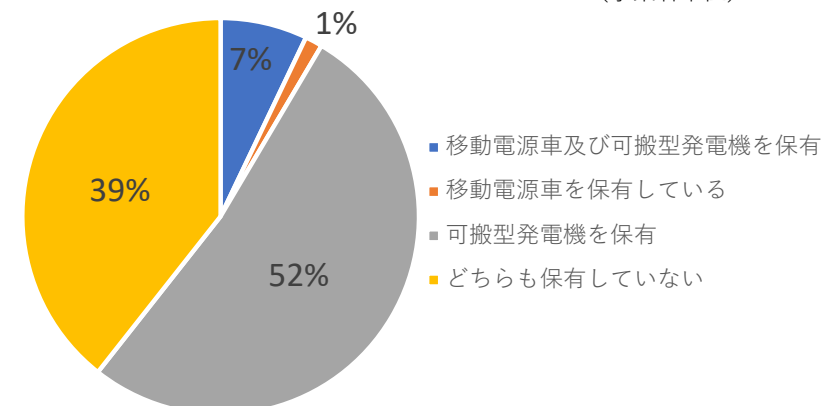


図1-5 移動電源車又は可搬型発電機を保有しているか。
(事業者単位)



(1) 停電対策に関する調査結果②

【燃料補給に関する協定、具体的な計画】

- 燃料補給協定の締結を行っているケーブルテレビ事業者は33%にとどまっており、協定の相手方としては小売店が最も多い。
- 燃料補給に関する具体的な計画、非常時の補給路や輸送車両の取決め等がないケーブルテレビ事業者が68%にのぼっている。

図1-6 施設の所在地毎の燃料補給に関する協定を締結しているか。(事業者単位)

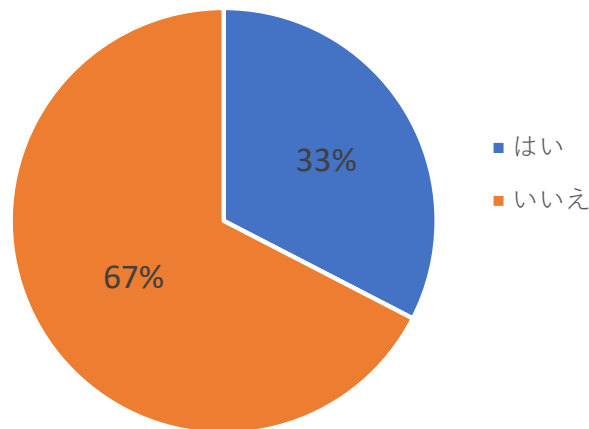


図1-7 協定の相手方 (事業者単位)

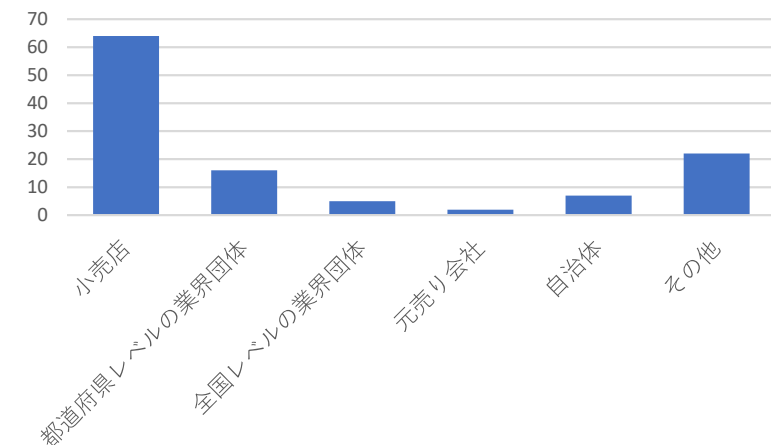
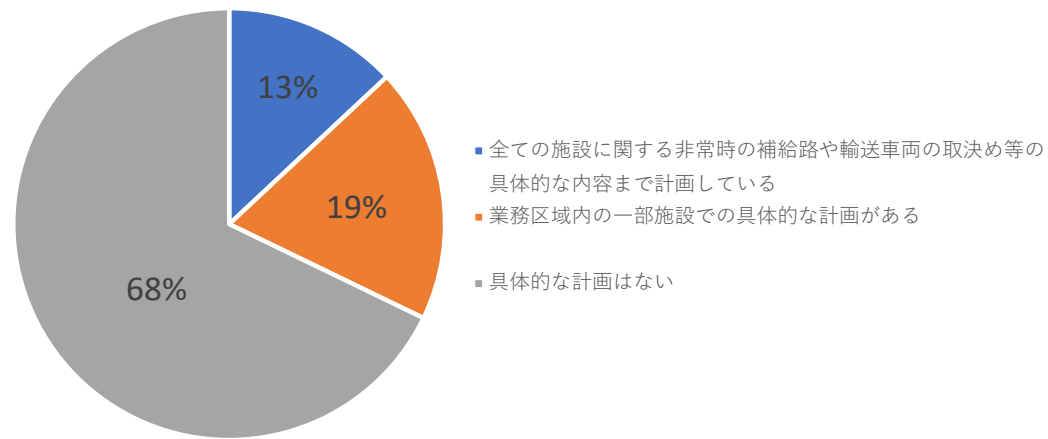


図1-8 施設の所在地毎の燃料補給に関する非常時の補給路や、輸送車両の取決め等具体的な計画があるか。(事業者単位)



(2) 地震対策に関する調査結果

【ヘッドエンド局舎及び鉄塔の耐震性】

- ヘッドエンド局舎の86%が、建築基準法上の新耐震基準に合致していた。
- ヘッドエンド局舎の81%には鉄塔がないが、鉄塔がある場合に37%がその耐震性を確認できていない。

図2-1 ヘッドエンド局舎の耐震性
(施設単位)

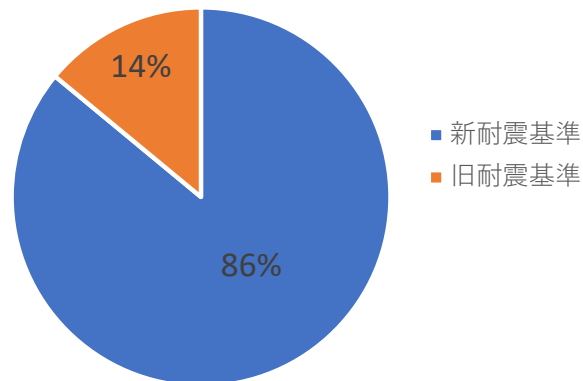


図2-2 旧耐震基準に該当する局舎における
耐震診断、耐震補強の考え (施設単位)

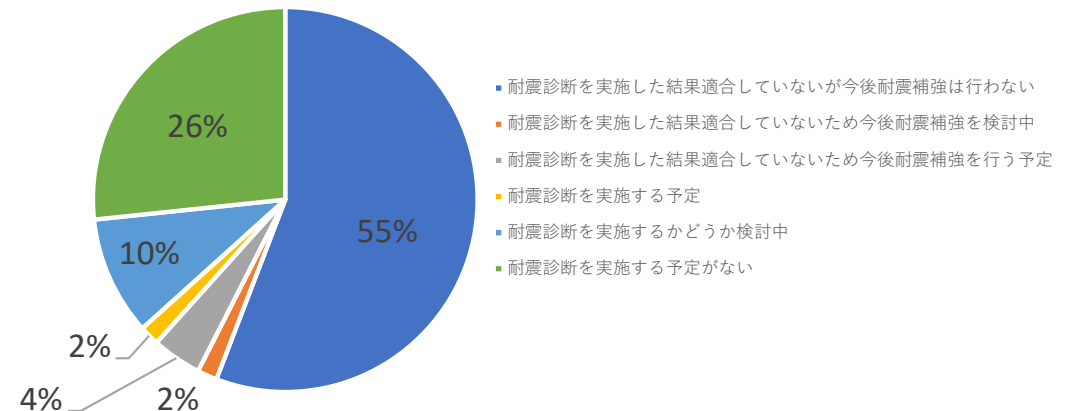


図2-3 鉄塔の耐震性を確認しているか。
(施設単位)

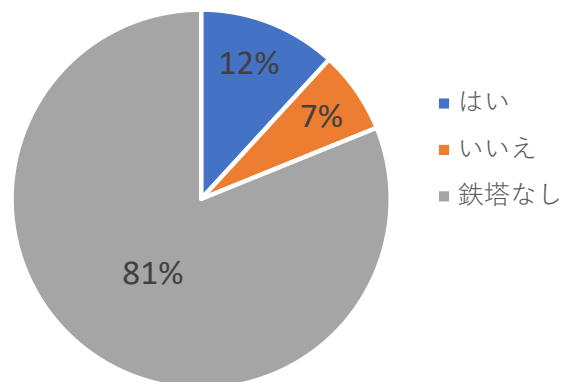
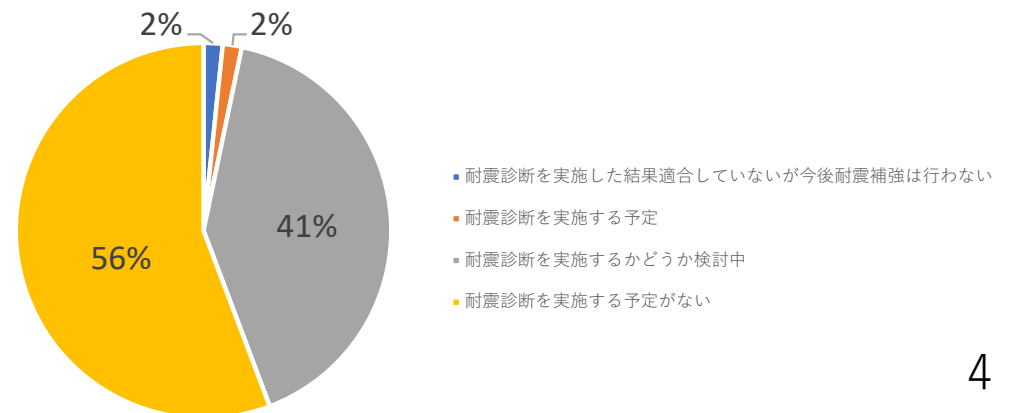


図2-4 鉄塔の耐震診断、耐震補強についての考え
(施設単位)

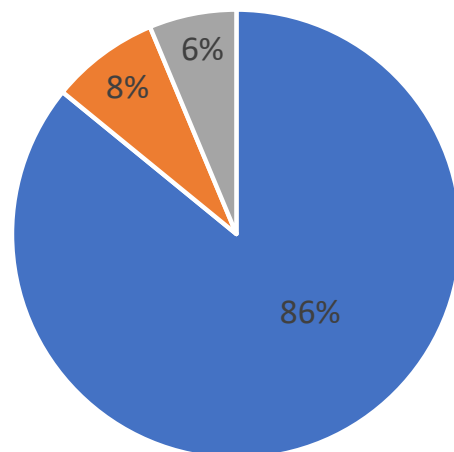


(3) 浸水対策に関する調査結果

【津波・その他水害の浸水想定区域への該当及び浸水対策の有無】

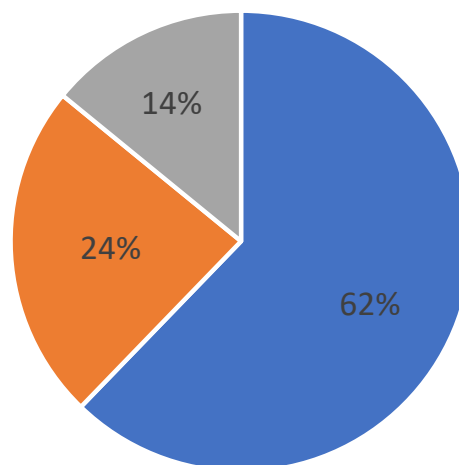
- 市町村が公表するハザードマップにおいて、津波浸水想定区域に該当するヘッドエンド局舎は**14%**。区域に該当し、浸水対策ができていない局舎は**6%**であった。
- 高潮・洪水等の水害による浸水想定区域に該当するヘッドエンド局舎は**38%**、区域に該当し、浸水対策ができていない局舎は**14%**であった。
- 浸水対策の具体例として、設備の高層階への設置、建物基礎等のかさ上げ、止水板、止水扉、土のう、排水ポンプの配備などが挙げられている。

図3-1 津波の浸水想定区域への
該当と対策実施の状況
(施設単位)



- 区域に該当していない
- 区域に該当しており、浸水対策できている
- 区域に該当しているが、対策は不十分である

図3-2 高潮・洪水等の水害による
浸水想定区域への該当と対策実施の状況
(施設単位)



- 区域に該当していない
- 区域に該当しており、浸水対策できている
- 区域に該当しているが、対策は不十分である

■ 津波による浸水対策の具体例

- ・ 放送設備や電源設備の高層階への設置
- ・ 建物基礎、キュービクルのかさ上げ実施
- ・ 防潮板、止水扉、土のう、排水ポンプの配備

■ 高潮・洪水等の水害による浸水対策の具体例

- ・ 放送設備や電源設備の高層階への設置
- ・ 建物基礎、キュービクルのかさ上げ実施
- ・ 止水板、止水扉、土のう、排水ポンプの配備
- ・ 気密性の高い局舎を使用
- ・ 水位計によるアラート発報機能具備
- ・ 局舎を高床式にしている
- ・ 四方をコンクリートで固める

(4) 回線冗長化に関する調査結果

【伝送路の複線化、被災時の代替手段】

- 伝送路の複線化を行っているケーブルテレビ事業者は60%であった。
- 災害等により放送の機能が停止した場合に情報伝達の代替手段（放送以外の代替手段を含む。）について、59%のケーブルテレビ事業者が代替手段があると回答があった。
- 具体的な代替手段として、HPやSNSを用いた周知や、YouTube等のインターネット配信、コミュニティFM等が挙げられている。

図4-1 伝送路の複線化を実施しているか。
(事業者単位)

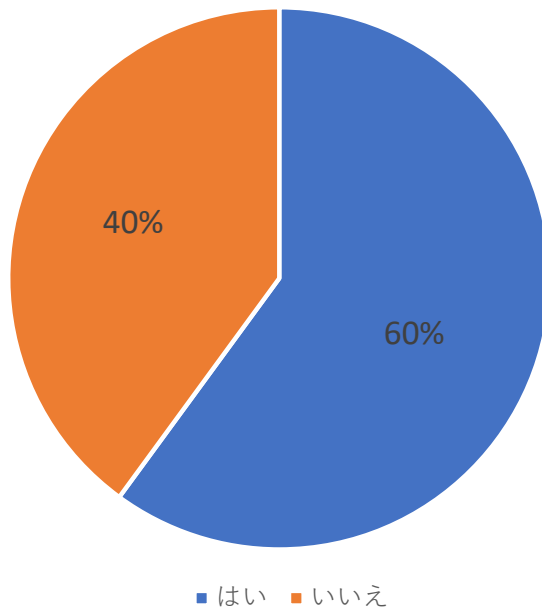
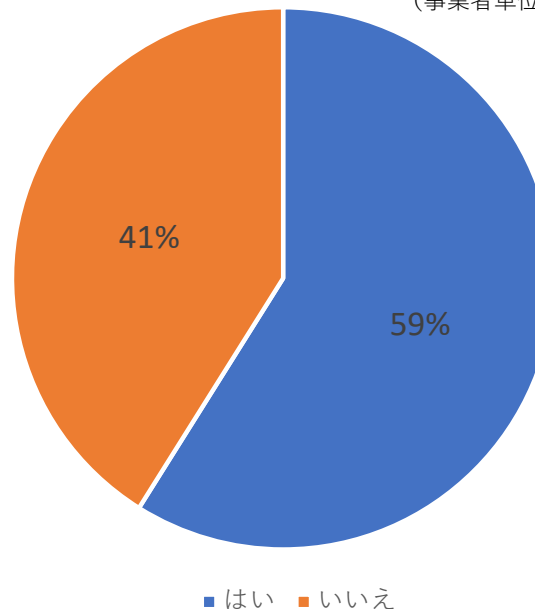


図4-2 放送の機能が停止した場合、
情報伝達の代替手段はあるか。
(事業者単位)



■代替手段の具体的な事例

- ・ ホームページ
- ・ 防災行政無線
- ・ IP告知端末、防災ラジオ
- ・ 広報車
- ・ SNSや自社アプリによる情報発信
- ・ YouTube等のインターネット配信
- ・ コミュニティFM
- ・ 音声告知スピーカー

放送法関係審査基準より抜粋

◆停電対策

①予備電源の確保

有線放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置(ヘッドエンドについては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置)が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 自家用発電機、蓄電池、無停電電源装置の設置の措置
- (イ) 移動式発電装置の保守拠点又は機器保守の委託先への配備の措置

②発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又はその補給手段の確保に努めること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 定期的な燃料備蓄状況の確認、補給を行う措置
- (イ) 近隣の給油所等と燃料補給の契約を行う措置

◆回線冗長化（予備機器）

伝送路設備のうちヘッドエンド相互間を結ぶ伝送路設備及び幹線の設備(同軸ケーブルによるものを除く。)には、予備の線路若しくは芯線の設置又はこれに準ずる措置が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

- (ア) 予備の線路又は芯線の設置の措置
- (イ) 幹線の二重化又はループ化の措置
- (ウ) ヘッドエンド相互間の二重化又はループ化の措置
- (エ) 速やかな復旧のための予備の光ケーブル線材及び光ファイバ融着機材等の配備の措置
- (オ) 他者から光ファイバ芯線等を借用している場合における、貸与者による速やかな復旧の措置

◆地震・津波・浸水対策（ヘッドエンドを収容する建築物）

ヘッドエンドを収容し、又は設置する建築物は次のアからエまでに適合するものであること。ただし、次のアからエまでに適合しない建築物にやむを得ず設備されたものについては、防水壁の設置、ヘッドエンドの高所への設置その他の必要な措置が可能な範囲で講じられていること。

ア 風水害の影響を受けない

地震、津波等の風水害その他の自然災害及び火災の影響を容易に受けない環境に設置されていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

（ア） 防火壁を設置する措置

（イ） 高層にヘッドエンドを設置することができる措置

（ウ） 屋根、外壁の防水加工の措置

イ 建築物の強度

ヘッドエンドを安全に設置することができる堅固で耐久性に富むこと。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

（ア） 天井面、壁面及び床面に補強材を加える等所要の強度や耐久性の確保の措置

（イ） 建物の構造を堅固化(コンクリート造、鉄骨造、耐震設計)の措置

ウ 屋内設備の動作環境の維持

ヘッドエンドが安定に動作する温度及び湿度を維持することができていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

（ア） 空調設備や換気設備を設置し、温度や湿度等を定格環境条件の範囲内に維持する措置

（イ） 放熱器の設置の措置

エ 立入りへの対策

ヘッドエンドを収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易にヘッドエンドに触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

（ア） 建築物等への施錠、警備員による入退室管理、防犯ブザーや監視カメラの設置の措置

（イ） 常駐警備員による巡回警備の措置